

# 災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳への登録を。

西原町では、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。

## ● 災害時要援護者台帳とは？

災害時に自分の力だけでは避難等が難しい方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害が発生した時に活用します。

## ● 登録には申し込みが必要です。

要援護者自身で申し込むほか、家族からの申し込みもできます。(本人の同意と支援者が必要です。)

## ● 要援護者(対象者)とは？

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70才以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①～⑤に該当しない方でも、避難することが困難または不安がある方は、申請することで災害時要援護者として登録できます。

## ※ 申込み方法など、分からないことがありましたら

福祉部福祉課・地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

※ 地域の民生委員は対象家庭を訪問して、情報の提供や申し込みの案内を行っています。

● 申込み・お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 電話 945-5311 FAX 944-6551

# あがりティーダウォーキング

今年度から  
ナイトウォークが始まります!

☆期間 平成24年4月～平成25年3月 今、話題のノルディックウォーキングも体験できます!

内 容	4月～5月、11月～3月 第2日曜日(早朝)	6月～10月 第2火曜日(夕方)
集合場所	あがりティーダ公園	西原町民陸上競技場
開会・受付・ストレッチ	8:00～8:30	19:00～19:30
ウォーキング	8:30～9:20	19:30～20:20
ストレッチ・閉会	9:20～9:30	20:20～20:30

参加費 無料!!



6月から10月はナイトウォークを開催! 仕事終わりに一汗流しませんか?

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 ☎945-4791



## 住民票の異動(変更)届について

4月は転勤および就職、入学等により住所を移す方が多くなります。忘れずに住民票の異動の届出を行いましょ!

### 《異動届は14日以内に!》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は簡易裁判所へ通知をし、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村役場(西原町は総務部町民生活課)に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行いますので、顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券(パスポート)・健康保険証等をお持ちください。

	例	届出の際必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書 (前住所地で発行された証明書) ◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字上原〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れ別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。

※世帯が異なる人(例:県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※ご不明な点がございましたら、総務部町民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ / 総務部町民生活課 ☎945-5012

## 国民年金学生免除のお知らせ

学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内は納付(追納)ができる学生納付特例制度があります。



### 対象者

学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程) 一部の海外大学の日本分校に在学する方

### 持ってくる物

年金手帳・印鑑・学生証(コピー可)又は在学証明書 ※代理の場合、委任状(同一世帯でない場合)、身分証明書(免許証、健康保険証等)も必要

平成23年度に学生納付特例制度が認定されている方で、平成24年度も引き続き在学する方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書(ハガキ形式)が送付されていない方は、役場窓口での申請手続きが必要です。



- 平成23年度(H23.4～H24.3)の学生免除受付期間は **5月1日(火)まで!!**
- 3月に卒業後、厚生年金などに加入予定がない方で4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、**7月31日(火)まで**に一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

お問い合わせ:福祉部福祉課 ☎945-5311(内線121.123)